

寄附

ご存知ですか？

禁止

明るく!
きれいで!!
正しい選挙



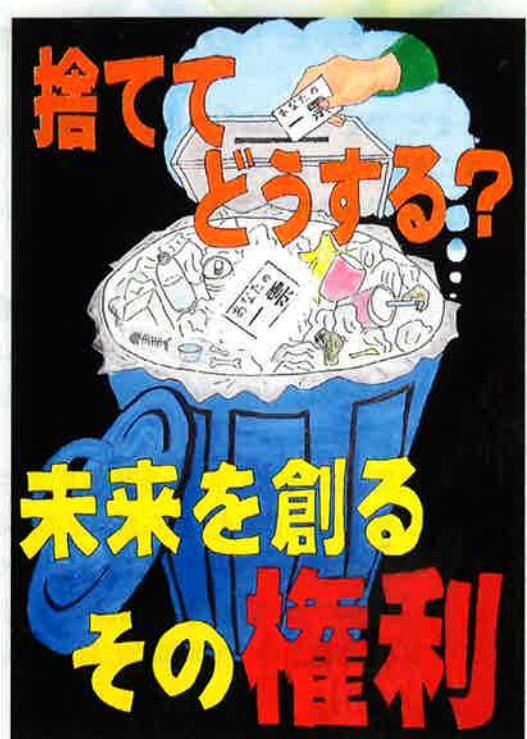
長野県選挙啓発マスコットキャラクター
ほたりちゃん

令和2年度明るい選挙啓発ポスターコンクール
中央審査入選作品



文部科学大臣・総務大臣賞

安曇野市立穂高北小学校 6年生
北原 風空さん



(公財)明るい選挙推進協会会長・
都道府県選挙管理委員会連合会会长賞

中野市立平野小学校 6年生
仁科 樹希さん

1 / 公職選挙法でいう寄附とは？

【公職選挙法 第179条第2項】

公職選挙法では、寄附を「金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のもの」と定義されています。なお、金銭、物品その他の財産上の利益には「花輪、供花、香典又は祝儀として供与され、又は交付されるものその他これらに類するものを含む」としています。

2 / 公職選挙法における寄附の制限

「寄附」は、買収や供應などの温床となりがちであり、また、寄附の多少が、公職の候補者等（現職、立候補者、立候補予定者）の能力や人柄の評価につながりかねません。

こうしたことから、政治や選挙にお金のかかる大きな要因となっている特定の「寄附」を禁止することにより、お金のかからない、きれいな政治や選挙の実現を目指しています。

公職の候補者等の寄附禁止

【公職選挙法 第199条の2 第1項～第4項】

■ 寄附が禁止される者は

公職の候補者、公職の候補者になろうとする者及び現に公職にある者です。

公職の候補者等以外の者も、公職の候補者等を名義人とする寄附をすることは禁止されています。

■ 禁止される寄附は

選挙区内にある者に対する寄附は、特定の場合を除き、いかなる名義をもってするを問わずできません。

例えば、お中元、お歳暮、入学祝、結婚祝、お祭りの寄附、饅頭等も選挙区内の者に対して贈ることができません。

また、禁止される寄附の相手は有権者に限りませんので、18歳未満の者や社会福祉施設、市町村に対する寄附もできません。

なお、公職の候補者等が自ら出席する結婚披露宴及び葬式における祝儀や香典の供与を除き、すべて罰則の対象となります。

■ 寄附が禁止されていない特定の場合とは

1. 政党その他の政治団体又はその支部に対して行う場合

（自己の後援団体（資金管理団体に指定されているものを除く）に対する寄附は、選挙前の一定期間禁止されます。）

資金管理団体→7ページ参照

2. 親族（6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族）に対して行う場合

3. 公職の候補者等が、専ら政治上の主義又は施策を普及するために、選挙区内で行う講習会その他の政治教育のための集会に関し、必要やむを得ない実費の補償として行う場合。ただし、食事の提供及び食事についての実費の補償として寄附することは禁止されます。

また、選挙前の一定期間内に行われる集会に関する寄附は、禁止されます。

寄附禁止ワンポイント

公職の候補者等が選挙区内で行われる各種大会や祝賀会などに寸志として金品を持参することは寄附にあたり、罰則をもって禁止されています。



■ 寄附の勧誘や要求の禁止

何人も、公職の候補者等に対して、選挙区内にある者に対する寄附を勧誘し、又は要求することは、禁止されています。

また、公職の候補者等以外の者に、公職の候補者等名義で選挙区内にある者に対する寄附を勧誘し、又は要求することも禁止されています。

なお、相手に不安をいたかせるような方法で寄附を勧誘し、又は要求すると処罰されます。



公職の候補者等の関係会社等の寄附禁止

【公職選挙法 第199条の3】

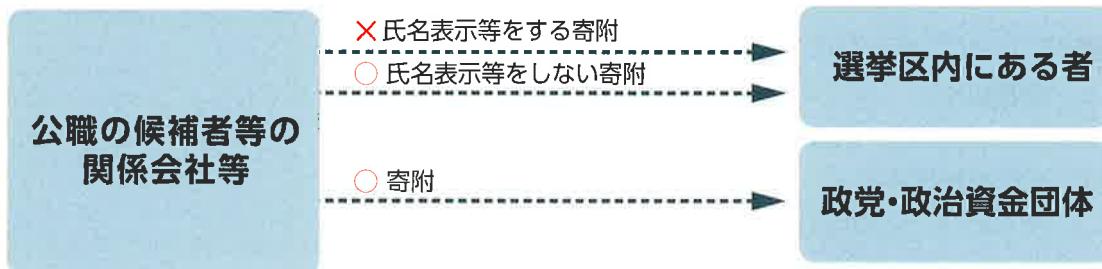
■ 寄附が禁止される者は

公職の候補者等が役職員又は構成員である会社その他の法人又は団体です。

■ 禁止される寄附は

公職の候補者等の氏名を表示したり、その氏名が類推されるような方法で選挙区内にある者に対して行う寄附は、いかなる名義をもってするを問わずできません。

ただし、政党その他の政治団体又はその支部に対する寄附は、認められています（政治資金規正法により、政党及び政党の指定する政治資金団体に対するものに限ります）。



公職の候補者等の氏名等を冠した関係会社等の寄附禁止

【公職選挙法 第199条の4】

■ 寄附が禁止される者は

公職の候補者等の氏名が表示され、又は、その氏名が類推されるような名称が表示されている会社その他の法人又は団体です。

寄附禁止ワンポイント

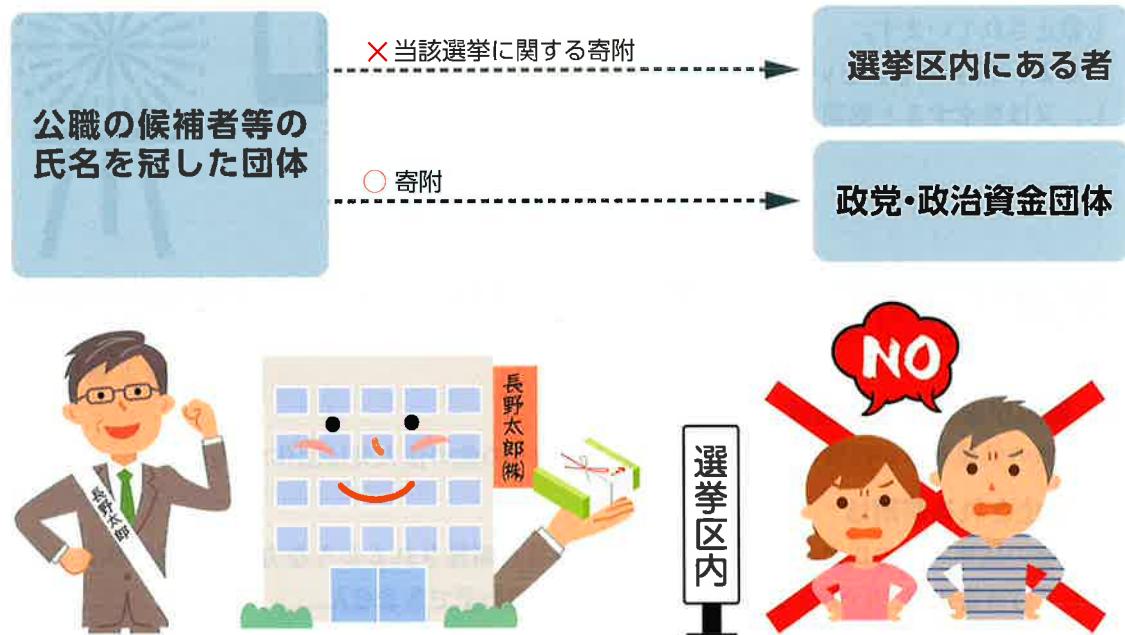
公職の候補者等の秘書や配偶者などの親族が結婚披露宴や葬式に代理出席して候補者等の祝儀や香典を相手方（親族でない選挙区内にある者）に対して供与することは罰則をもって禁止されています。



■ 禁止される寄附は

当該選挙に関して選挙区内にある者に対して行う寄附は、いかなる名義をもってするを問わずできません。

ただし、政党その他の政治団体又はその支部に対する寄附は、認められています（政治資金規正法により、政党及び政党の指定する政治資金団体に対するものに限ります）。



後援団体に関する寄附等の禁止

【公職選挙法 第199条の5 第1項～第4項】

■ 寄附等が禁止される者は

1. 後援団体
2. 何人（自然人、法人、団体のすべて）
3. 公職の候補者等

それぞれ、一定の寄附等が禁止されています。

■ 禁止される寄附等は

1. 後援団体が行うもの

選挙区内にある者に対して行う寄附は、いかなる名義をもってするを問わずできません。

ただし、次のものは認められています。

イ 政党その他の政治団体又はその支部に対する寄附

ロ 当該公職の候補者等に対する寄附

（政治資金規正法により、選挙運動に関するものを除き金銭等による寄附は禁止されています。）

ハ 当該後援団体がその団体の設立目的により行う行事又は事業に関する寄附

（花輪・供花・香典・祝儀その他これらに類するもの及び選挙前の一定期間内にされるものは除く。）

寄附禁止ワンポイント

公職の候補者等が選挙区内にある者から差し出された色紙に揮毫（きごう）すること自体は一般的に寄附にはあたりませんが、直筆の色紙を選挙区内にある者に対して贈ることは寄附にあたり禁止されています。



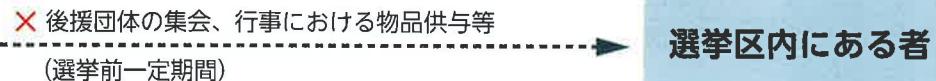
後援団体



2. 後援団体の集会や行事において行う寄附等

何人も、後援団体の総会その他の集会（後援団体を結成する集会も含みます。）や、後援団体が行う見学、旅行その他の行事において、選挙前の一定期間、選挙区内にある者に対し、
イ 通常用いられる程度の食事の提供を超える饗応接待
ロ 金銭、記念品その他の物品の供与
をすることができません。

何人



3. 公職の候補者等が自己の後援団体に対して行う寄附

公職の候補者等は、選挙前の一定期間、自己の後援団体に対し、寄附をすることができません。
ただし、資金管理団体に対する寄附は、認められています。

公職の候補者等



■ 寄附等が禁止される一定期間は

- 任期満了による選挙……任期満了の日前90日に当たる日から選挙の期日までの間
- 任期満了による選挙以外の選挙……解散の日（又は選挙を行うべき事由が生じた旨を選挙管理委員会が告示した日）の翌日から選挙の期日までの間

国又は地方公共団体と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者の寄附禁止

【公職選挙法 第199条第1項】

■ 寄附を禁止される者は

国又は地方公共団体と、請負その他特別の利益を伴う契約を結んでいる個人・法人です。

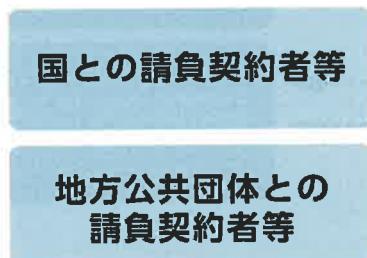
寄附禁止ワンポイント

公職の候補者等が氏子である神社や檀家となっている寺（選挙区内にある）の社殿や本堂の修復のため、候補者等が寄附をすることは罰則をもって禁止されています。

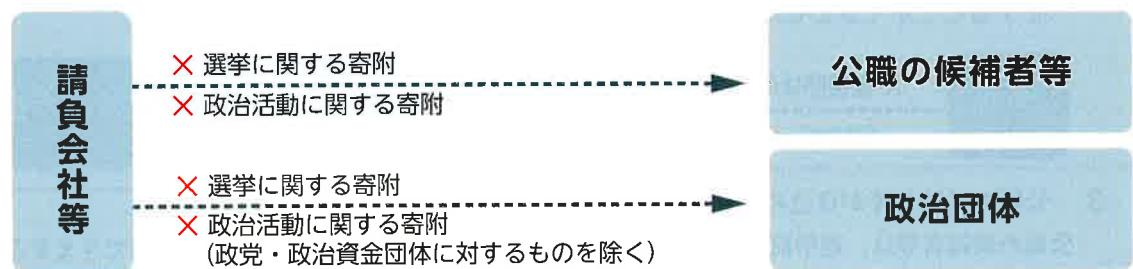


■ 禁止される寄附は

1. 国と契約の当事者である者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙に関する寄附ができません。
2. 地方公共団体と契約の当事者である者は、その地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関する寄附ができません。



なお、政治資金規正法により、会社その他の法人又は団体は、公職の候補者等に対する寄附をすることができません。また、政治団体に対する寄附も、政党及び政党の指定する政治資金団体に対するものに限られます。



国又は地方公共団体が行う利子補給の対象となつて いる融資を受けている会社その他の法人の寄附禁止

【公職選挙法 第199条第2項】

■ 寄附を禁止される者は

国又は地方公共団体が利子補給金を交付している金融機関等（銀行、農協その他資金を融資するもののすべてをいいます。）から、その利子補給金に係る融資を受けている会社その他の法人です。
なお、試験研究、調査及び災害復旧のための融資については、除かれます。

■ 禁止される寄附は

1. 国から利子補給を受けている金融機関等から利子補給に係る融資を受けている会社その他の法人は、衆議院議員及び参議院議員の選挙に関する寄附ができません。
 2. 地方公共団体から利子補給を受けている金融機関等から利子補給に係る融資を受けている会社その他の法人は、その地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関する寄附ができません。
- なお、政治資金規正法により、会社その他の法人又は団体は、公職の候補者等に対する寄附をすることができません。また、政治団体に対する寄附も、政党及び政党の指定する政治資金団体に対するものに限られます。

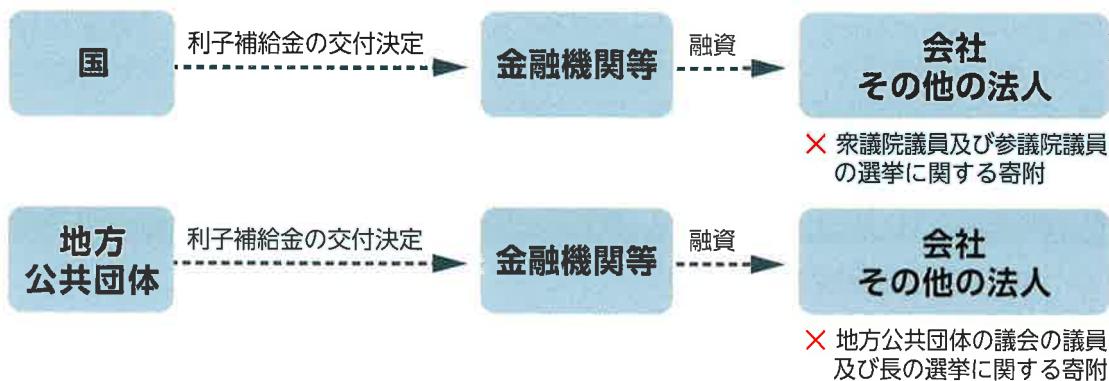
寄附禁止ワンポイント

公職の候補者等や後援団体が、町内会の野球大会に際してカップや記念品を贈ることは、罰則をもって禁止されています。



■ 寄附が禁止される期間は

「金融機関等が、国又は地方公共団体から利子補給金の交付の決定の通知を受けた日」から「利子補給金の交付の日から起算して1年を経過した日」までです。



3 / あいさつ状の禁止・あいさつを目的とする有料広告の禁止

【公職選挙法 第147条の2、第152条】

年賀状等のあいさつ状の禁止

【公職選挙法 第147条の2】

公職の候補者等は選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞状などの時候のあいさつ状（電報などを含む。）を出すことは禁止されます。

印刷した時候のあいさつ状に政治家が住所と氏名を自筆したものや、ワープロによる時候のあいさつ状は自筆のものとは認められませんし、年賀電報、電子郵便、ファックスにより送る年賀のためのあいさつ状も禁止されます。

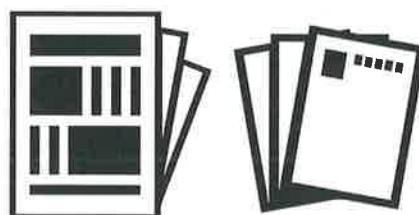
あいさつを目的とする有料広告の禁止

【公職選挙法 第152条】

公職の候補者等や後援団体が選挙区内にある者に対するあいさつを目的として、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどにより、有料の広告（いわゆる名刺広告など）を出すことは罰則をもって禁止されます。

なお、公職の候補者等や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料の広告を求めることも禁止されており、無理に求めると処罰されます。

有料広告として禁止されるあいさつとしては、時候のあいさつのほか、各種大会の祝いや人の死亡についてのあいさつ、高校の野球大会出場に際しての激励のあいさつ、災害見舞などがあげられます。



あいさつ状の禁止、あいさつを目的とする有料広告の禁止ワンポイント

選挙区内において公職の候補者等自身が喪主となった葬儀の会葬御札の広告を新聞に有料で掲載することは、罰則をもって禁止されています。



1 / 政治資金規正法でいう寄附とは？

【政治資金規正法 第4条第3項】

政治資金規正法では、寄附を「金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他債務の履行としてなされるもの以外のもの」と定義されています。「党費又は会費」とは、団体の構成員が、党則、規約等の定めに従って、義務として支出されるのですが、会社、法人その他の団体が負担する場合には、寄附とみなされます。

2 / 政治団体の種類

1. 政党（政治資金規正法第3条）

政党とは、次のいずれかにあてはまる政治団体をいいます。

- ① 所属国会議員を5人以上有するもの。
- ② 前回の衆議院議員総選挙（小選挙区・比例代表）、前回又は前々回の参議院議員通常選挙（比例代表・選挙区）のいずれかの全国を通じた得票率が2%以上であるもの。

2. 政治資金団体（政治資金規正法第5条）

政治資金団体とは、政党のために資金を援助することを目的とし、政党が指定したものといいます。

3. その他の政治団体（政治資金規正法第3条、第5条）

その他の政治団体とは、政党・政治資金団体以外の政治団体（主義主張団体、後援会等）をいいます。

4. 資金管理団体（政治資金規正法第19条、第21条の3、第22条）

資金管理団体とは、公職の候補者等が、その者のために政治資金の拠出を受けるべき政治団体として、自らが代表者である政治団体のうちから指定した一つの団体をいいます。

資金管理団体には、次のことが認められています。

- ① 特定寄附（公職の候補者等が、公職の候補者等である間に政党から受けた政治活動に関する寄附を当該資金管理団体に取り扱わせるためにする寄附）については、寄附の量的制限に関する規定の適用がありません。
- ② 公職の候補者等が自らの資金管理団体に対してする特定寄附以外の寄附（歳費等の自己資金によるもの）については、寄附の量的制限のうち個別制限に関する規定の適用はないものとされ、個人のする寄附の総枠制限の範囲内において寄附することができます。
- ③ 公職の候補者等は、選挙前一定期間、自己の後援団体に寄附することが禁止されていますが、自らの資金管理団体に対してする寄附は差し支えありません。

（公職選挙法第199条の5第3項）

3 / 政治資金規正法における寄附の制限

政治資金規正法では、政治団体に対する寄附や公職の候補者等の政治活動に関する寄附について各種の制限が設けられています。このうち、主な制限については次のとおりです。

1. 会社、法人その他の団体のする寄附は、政党及び政党の指定する政治資金団体以外に対してすることは禁止
2. 何人も公職の候補者等の政治活動（選挙運動を除く。）に関して金銭等（金銭及び有価証券）による寄附をすることは禁止（政治団体に対するもの及び政党が行うものを除く。）
3. 寄附の量的制限及び質的制限

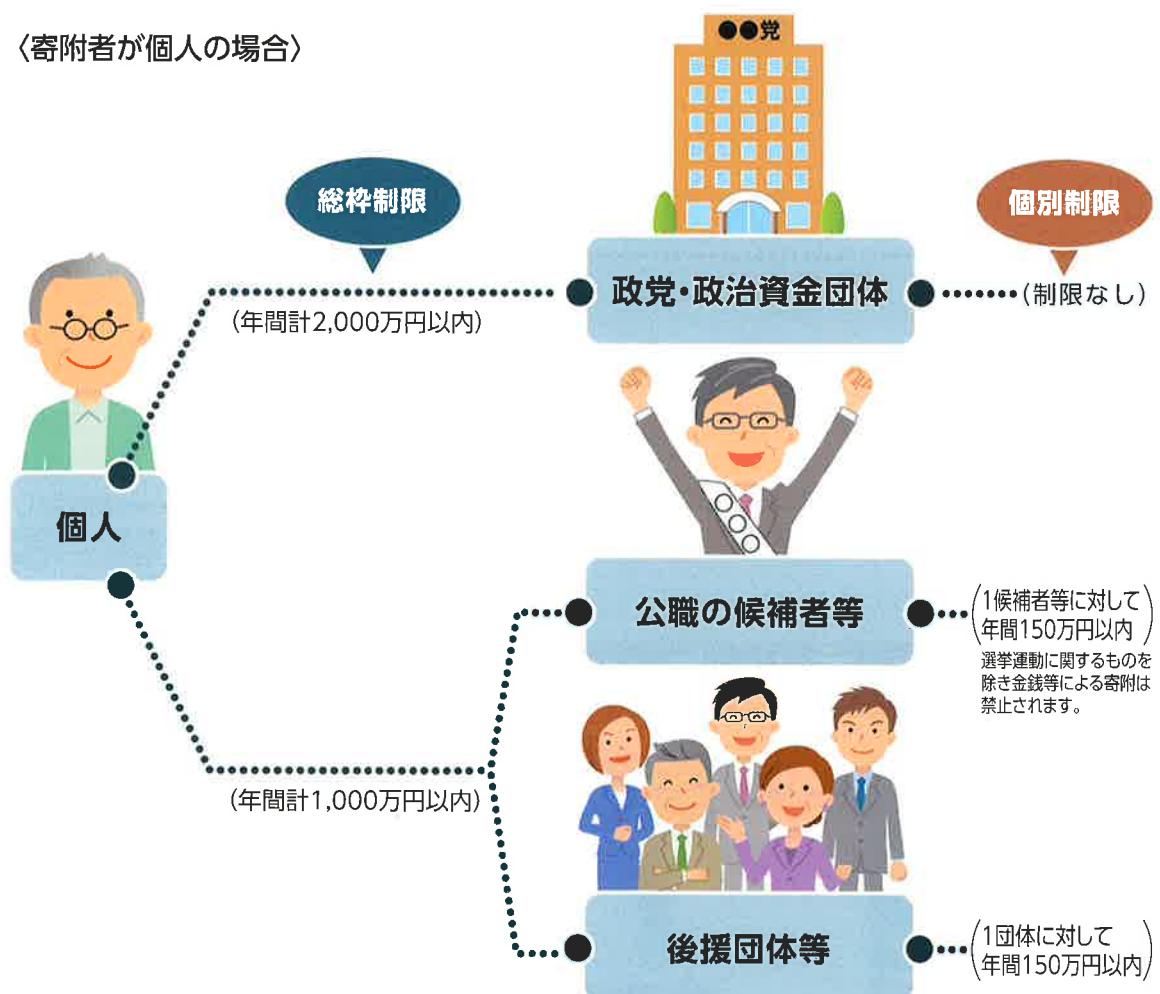
寄附の量的制限

【政治資金規正法 第21条の3、第22条】

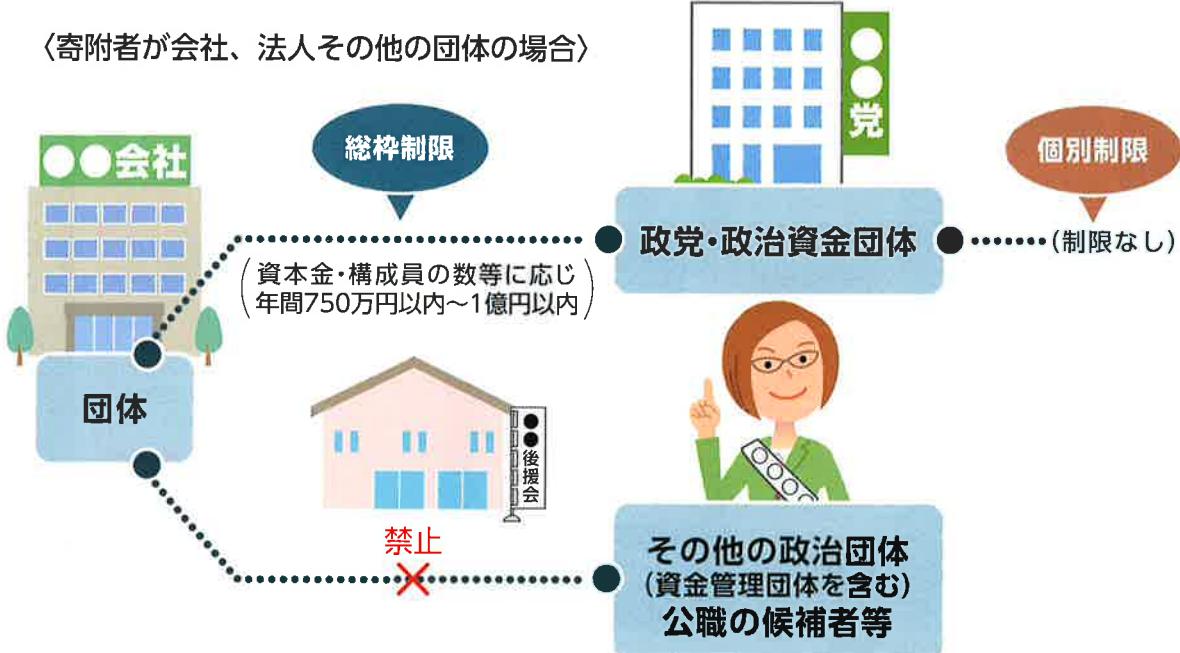
寄附の量的制限は、政治資金の集め方に節度を持たせるため「政治活動に関する寄附」の授受について量的な面から規制しようとするものです。

寄附の量的制限には総枠の制限と個別の制限とがあります。

〈寄附者が個人の場合〉

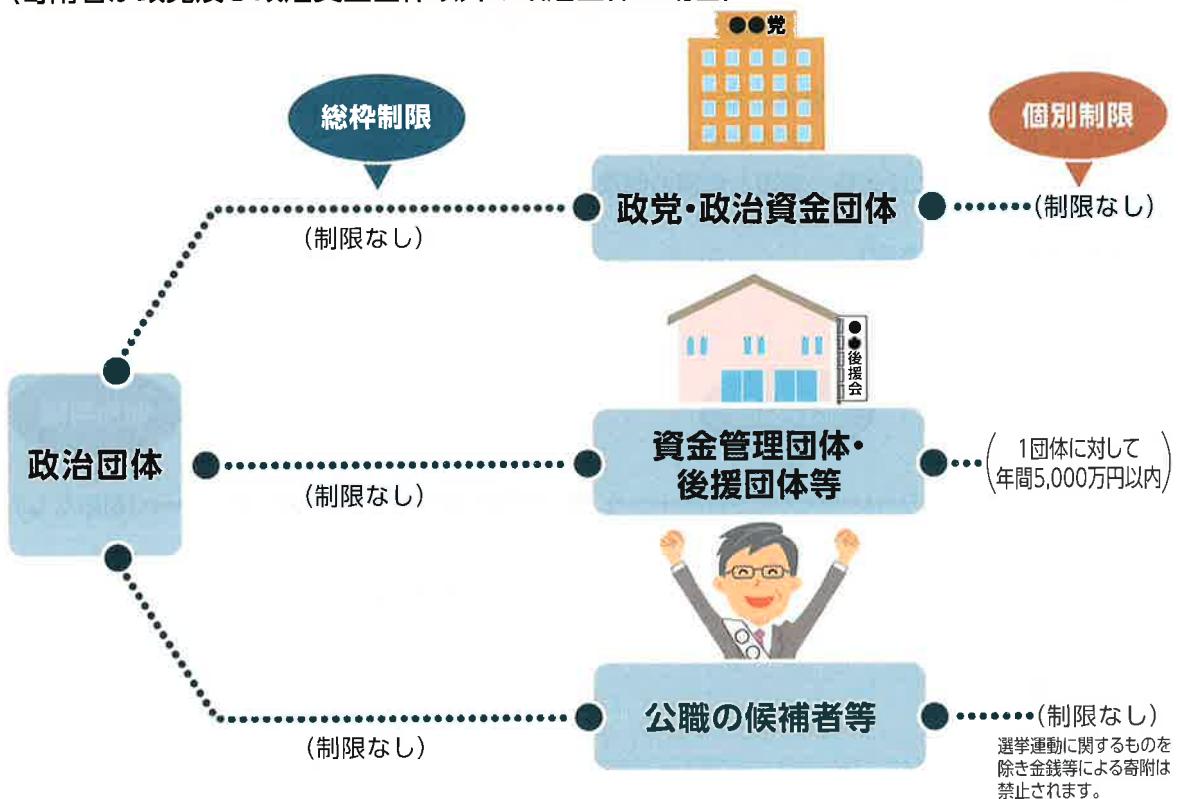


〈寄附者が会社、法人その他の団体の場合〉

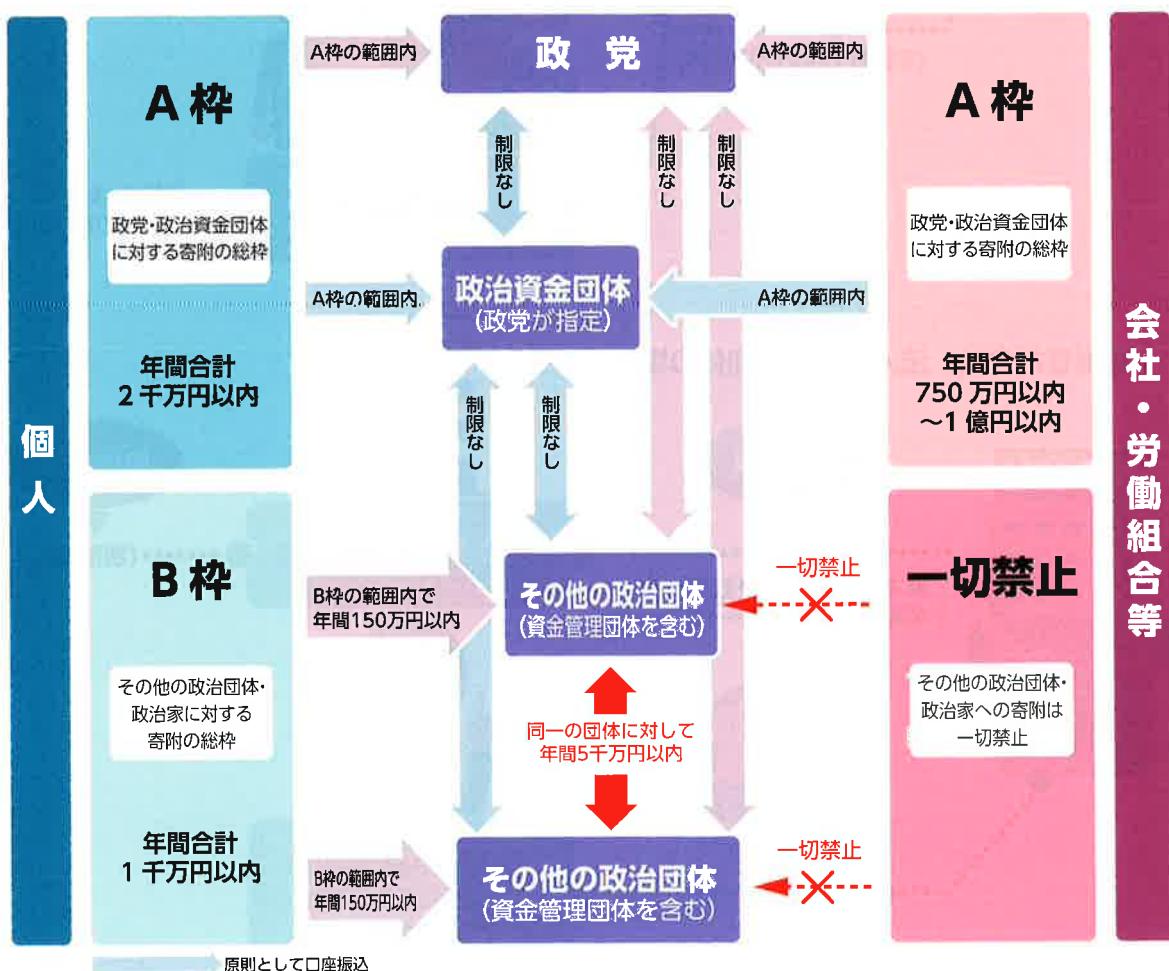


政治資金規正法における寄附の制限等

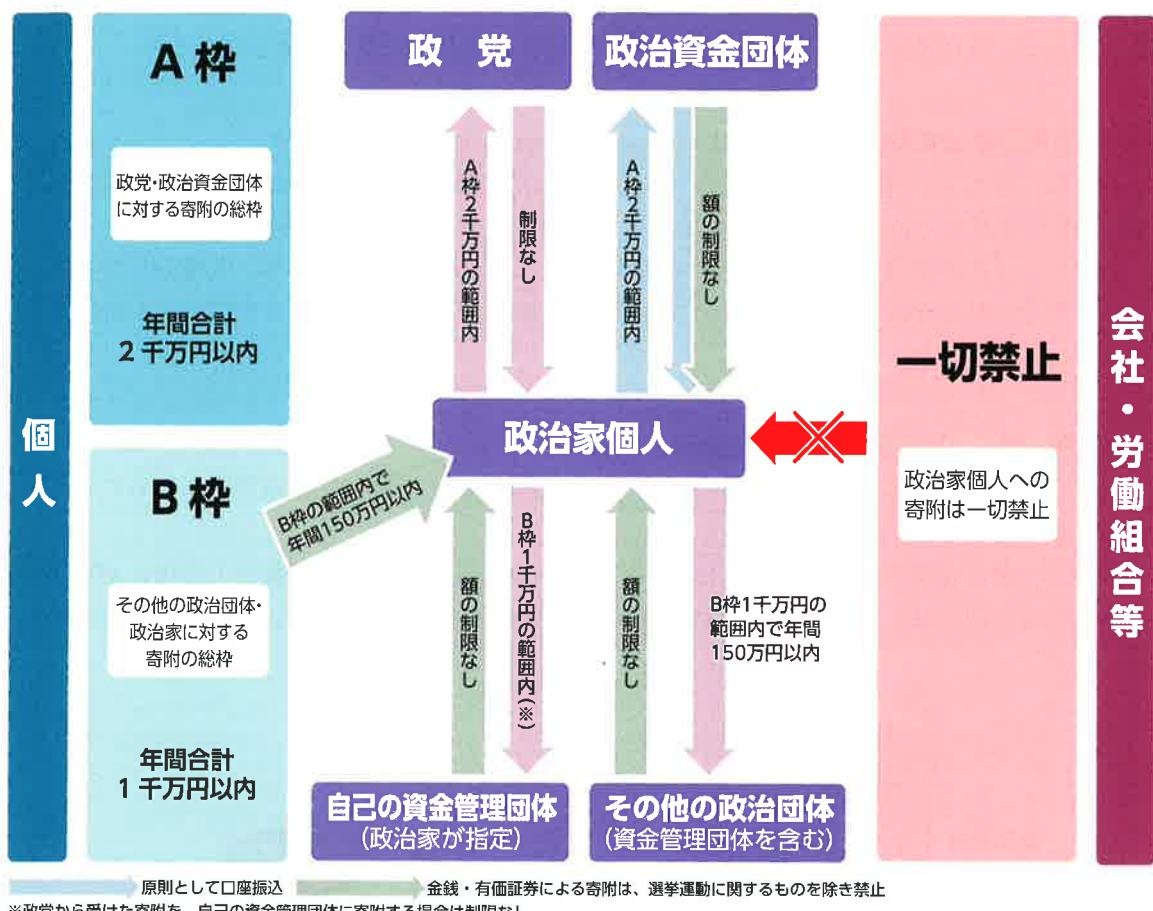
〈寄附者が政党及び政治資金団体以外の政治団体の場合〉



政党・政治団体に関する政治資金の流れについて



政治家個人に関する政治資金の流れについて



寄附の質的制限

【政治資金規正法 第22条の3～第22条の6】

寄附の質的制限は、政治資金の公正を確保するため「政治活動に関する寄附」の授受について質的な面から規制しようとするものです。

この質的制限は、次のとおりです。

■ 特定会社等の寄附の制限 (政治資金規正法第22条の3)

これは国又は地方公共団体から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るもの等は除く。）の交付の決定を受けた会社その他の法人は、交付の決定の通知を受けた日から1年間、政治活動に関する寄附をすることができないというものです。



なお、国又は地方公共団体から資本金、基本金その他これらに準ずるもの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人は、政治活動に関する寄附をすることができません。

■ 赤字会社の寄附の禁止 (政治資金規正法第22条の4)

これは、3事業年度以上にわたり継続して政令で定める欠損を生じている会社は、当該欠損がうめられるまでの間、政治活動に関する寄附をすることができないというものです。政令で定める欠損とは、会社の確定した決算における貸借対照表に記載された欠損金をいいます。

■ 外国人等からの寄附の受領禁止 (政治資金規正法第22条の5)

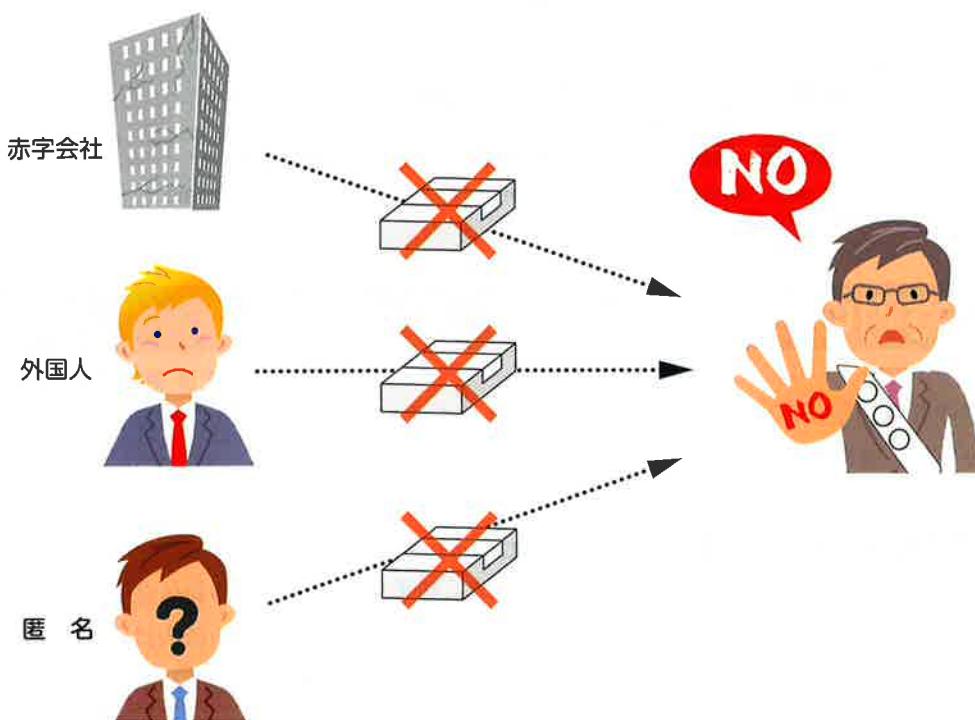
これは、何人も、外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織から、政治活動に関する寄附を受けてはならないというものです。

ただし、主たる構成員が外国人若しくは外国法人である日本法人のうち、上場会社であって、その発行する株式が証券取引所において5年以上継続して上場されている者等からの寄附は除かれます。

■ 匿名等の寄附の禁止 (政治資金規正法第22条の6)

これは、何人も、本人の名義以外の名義又は匿名で、政治活動に関する寄附をすることができないというものです。

ただし、匿名寄附のうち、街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において政党又は政治資金団体に対する寄附でその金額が1,000円以下のものについては禁止されていません。



その他公正な流れを担保するための措置

【政治資金規正法 第22条の6の2、第22条の7、第22条の9】

■ 寄附のあっせん及び関与の制限 (政治資金規正法第22条の7、第22条の9)

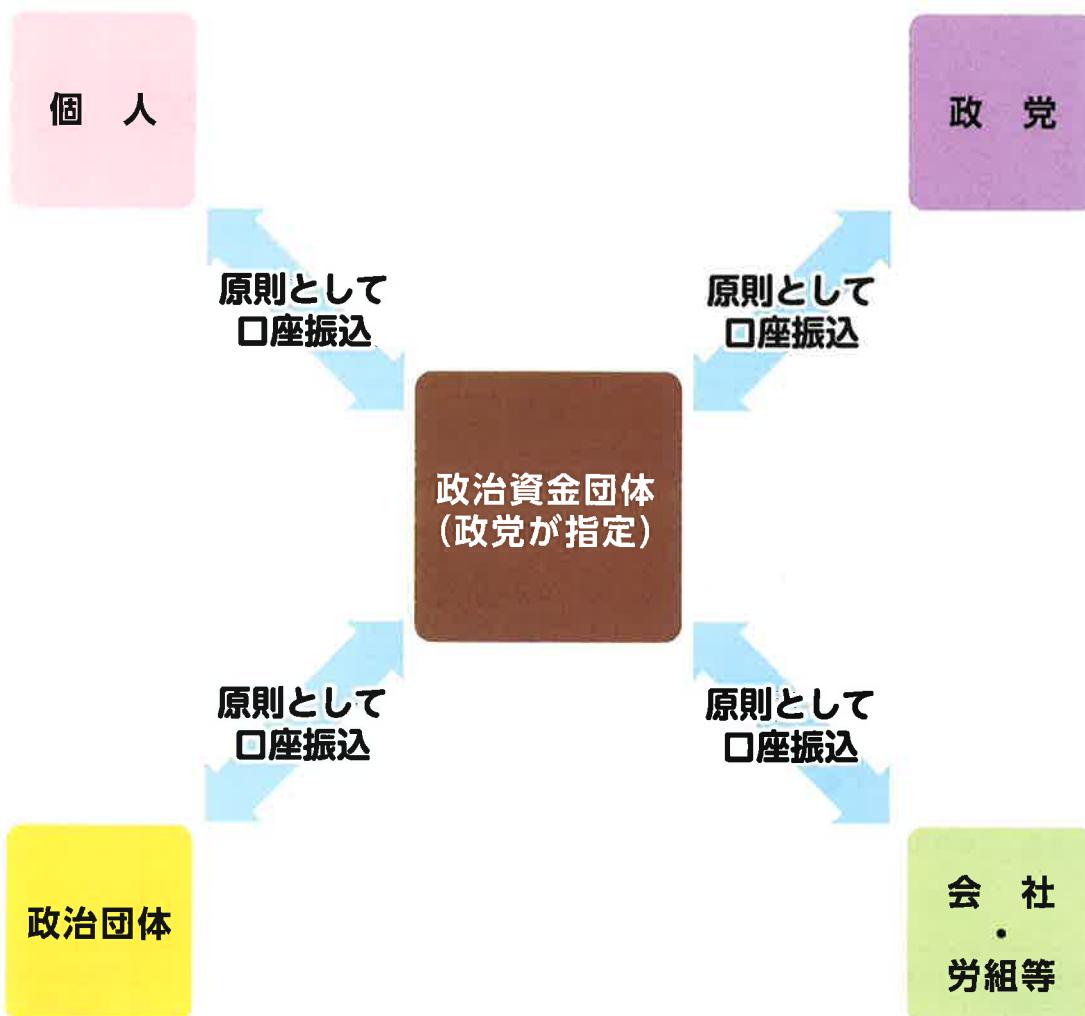
政治活動に関する寄附は、寄附者の政治活動の一環としてその自発的な意思に基づいて行われるべきであり、不当にその意思を拘束し、寄附を強制することは寄附者の政治的自由の侵害となるため、次の規制があります。

1. 威迫等により寄附者の意思を不当に拘束するような方法による寄附のあっせんの禁止
2. 寄附者の意思に反するチェック・オフによる寄附のあっせんの禁止
3. 寄附への公務員の関与制限

■ 政治資金団体に係る寄附の口座振込み等の義務付け (政治資金規正法第22条の6の2)

これは、何人も、預金等の口座への振込みによることなく、政治資金団体に対して寄附をしてはならない。また、政治資金団体は、預金等の口座への振込みによることなく、政治活動に関する寄附をしてはならないというものです。

(ただし、1,000円以下の寄附及び不動産の譲渡又は貸付けによる寄附については除かれます。)



4 / 政治資金パーティー

【政治資金規正法 第8条の2、第12条、第22条の8】

「政治資金パーティー」とは、対価を徴収して行われる催物で、その催物の対価収入額から経費の額を差し引いた残金を政治活動に関し支出することとされているものです。

政治資金パーティーの対価の支払は、債務の履行として支払われるもので、政治活動に関する寄附に該当するものではありませんが、その適正化を図るため、量的制限等の規定が設けられています。

- 1パーティにつき、同一の者からの対価の支払は150万円以内
- パーティを開催する者は、その対価の支払を受けようとするときは、あらかじめ政治資金パーティーの対価の支払である旨を書面により告知しなければなりません。
- 本人名義以外の名義又は匿名による対価の支払をすることは禁止されています。

なお、同一の者から1パーティ当たり20万円を超える対価の支払を受けた場合には、収支報告書に支払者の氏名及び支払金額等を記載しなければなりません。

1.公職選挙法による寄附の制限

寄附してはならない者	禁止される期間	禁止の内容	備考	
候補者等	①候補者等(現職・立候補予定者を含む) 199の2	期間を問わず	当該選挙区内にある者に対して (特例) 1 候補者等が政治活動のために当該選挙区内で行う講習会等(選挙前一定期間内に行われるものを除く。)に関して必要やむを得ない実費の補償(食事についての実費の補償を除く。)としてする場合 2 政治団体又は親族に対する場合 ※候補者等が政治団体に寄附する場合でも自己に係る後援団体(資金管理団体を除く。)に対しては選挙前一定期間は寄附が禁止される。	◎寄附の勧誘、要求の禁止 (199の2③) ◎候補者等を寄附の名義人とする寄附の禁止 (199の2②)
	②候補者等が役職員又は構成員である会社、法人、団体 199の3		当該選挙区内にある者に対して候補者等の氏名を表示または類推されるような方法で (特例) 政治団体に対する場合	
	③候補者等の氏名又はその氏名が類推されるような名称が表示されている会社、法人、団体 199の4		当該選挙区内にある者に対して、 <u>当該選挙</u> に関し (特例) 政治団体又は候補者等に対する場合	
	④後援団体 199の5①		当該選挙区内にある者に対して (特例) 1 政治団体又は候補者等に対する場合 2 当該後援団体の設立目的により行う行事又は事業に関し寄附する場合(花輪、供花、香典、祝儀、その他これらに類するもの及び選挙前一定期間内にされるものを除く。)	
	⑤何人も(自然人、法人、団体のすべて) 199の5②	●任期満了の日前90日に当たる日から当該選挙の期日までの間 ●解散の日の翌日から当該選挙の期日までの間 ●選挙を行うべき事由が生じた旨選管が告示した日の翌日から当該選挙の期日までの間	後援団体の集会、旅行、行事等において、当該選挙区内にある者に対して、饗應接待をし、又は金銭、記念品その他の物品を供与すること。	
	⑥候補者等(現職・立候補予定者を含む。) 199の5③		自己に係る後援団体に対して (特例) 資金管理団体に対する場合	
請負契約者等	⑦国と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者 199①	契約を結んだ時から契約の終了又は消滅時までの間	衆議院議員又は参議院議員の <u>選挙</u> に関し	◎寄附の勧誘、要求の禁止 ◎寄附の受領禁止 (200)
	⑧地方公共団体と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者 199①		当該地方公共団体の議会の議員又は長の <u>選挙</u> に関し	◎同上
	⑨国が利子補給金を交付している者(融資者)からその利子補給金に係る融資を受けている会社その他の法人(間接的に国から利子補給金を受けている会社その他の法人) 199②	融資者が利子補給金の交付の決定の通知を受けた日から利子補給金の交付の日から1年を経過した日までの間	衆議院議員又は参議院議員の <u>選挙</u> に関し	◎同上
	⑩地方公共団体が利子補給金を交付している者(融資者)からその利子補給金に係る融資を受けている会社その他の法人(間接的に地方公共団体から利子補給金を受けている会社その他の法人) 199②		当該地方公共団体の議会の議員又は長の <u>選挙</u> に関し	◎同上

(注)199の2②は公職選挙法第199条の2第2項をさす。

2. 政治資金規正法による寄附の制限

(1) 寄附の量的制限

*資金管理団体の届出をした公職の候補者が当該資金管理団体に対してする寄附には適用しない

寄附者	受領者	個別制限	総枠制限	総枠制限の内訳		
				種別	規模	金額
個人	政党・政治資金団体	制限なし	2,000万円	固定額		
	資金管理団体	150万円※				
	その他の政治団体	150万円	1,000万円			
	公職の候補者等	150万円 (ただし、選挙運動に関するものを除き、金銭等によるものは禁止)	(ただし、公職の候補者等に対するものは選挙運動に関するものを除き、金銭等によるものは禁止)			
会社	政党・政治資金団体	制限なし	750万円~1億円	資本金	10億円未満	750万円
	資金管理団体	禁止	禁止		10億円以上~50億円未満	1,500万円
	その他の政治団体	禁止	禁止		50億円以上~100億円未満	3,000万円
	公職の候補者等	禁止	禁止		100億円以上、資本金額に応じて増額	1億円上限
労働組合 職員団体	政党・政治資金団体	制限なし	750万円~1億円	構成員	5万人未満	750万円
	資金管理団体	禁止	禁止		5万人以上~10万人未満	1,500万円
	その他の政治団体	禁止	禁止		10万人以上~15万人未満	3,000万円
	公職の候補者等	禁止	禁止		15万人以上、構成員に応じて増額	1億円上限
その他の 団体	政党・政治資金団体	制限なし	750万円~1億円	前年の 年間 経費	2千万円未満	750万円
	資金管理団体	禁止	禁止		2千万円以上~6千万円未満	1,500万円
	その他の政治団体	禁止	禁止		6千万円以上~8千万円未満	3,000万円
	公職の候補者等	禁止	禁止		8千万円以上、年間経費に応じて増額	1億円上限
政党・政治 資金団体以外 の政治団体 (資金管理 団体を含む)	政党・政治資金団体	制限なし	制限なし			
	資金管理団体	5,000万円	制限なし			
	その他の政治団体	5,000万円	制限なし			
	公職の候補者等	制限なし (ただし、選挙運動に関するものを除き、金銭等によるものは禁止)	制限なし (ただし、選挙運動に関するものを除き、金銭等によるものは禁止)			
政治資金 団体	政党・政治資金団体	制限なし	制限なし			
	資金管理団体	制限なし	制限なし			
	その他の政治団体	制限なし	制限なし			
	公職の候補者等	制限なし (ただし、選挙運動に関するものを除き、金銭等によるものは禁止)	制限なし (ただし、選挙運動に関するものを除き、金銭等によるものは禁止)			
政党	政党・政治資金団体	制限なし	制限なし			
	資金管理団体	制限なし	制限なし			
	その他の政治団体	制限なし	制限なし			
	公職の候補者等	制限なし	制限なし			

○個別制限一違法寄附の受領禁止 ○総枠制限一違法寄附の受領禁止

注1) 政治資金団体に対する寄附及び政治資金団体が行う寄附(1,000円以下の寄附・不動産の譲渡又は貸付けによる寄附を除く)は口座振込・振替が義務づけられています。

注2) 個人の遺贈については上記各受領者に対し個別制限、総枠制限とともに制限はありません。ただし、公職の候補者等に対する寄附は、選挙運動に関するものを除き金銭等によるものは禁止されています。

(2) 寄附の質的制限

寄附してはならない者	禁止される期間	禁止の内容	備考
①国から補助金、負担金、利子補助金その他の給付金(試験研究、調査又は災害復旧に係るもの等は除く。)の交付の決定を受けた会社その他の法人 22の3①	補助金等の交付決定の通知を受けた日から1年間	政治活動(選挙運動を含む。以下同じ)に関する寄附	○寄附の勧誘、要求の禁止 ○違法寄附を知りながらの受領禁止 (22の3⑤⑥)
②国から資本金、基本金等の出資又は拠出を受けている会社その他の法人 22の3②	資本金等を受けている期間		
③地方公共団体から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金の交付の決定を受けた会社その他の法人 22の3④	補助金等の交付決定の通知を受けた日から1年間	当該地方公共団体の議会の議員、長の選挙の候補者等及びその資金管理団体又はこれらの方候補者等を公認、推せん、支持する政治団体への政治活動に関する寄附	同上
④地方公共団体から資本金、基本金等の出資又は拠出を受けている会社その他の法人 22の3④	資本金等を受けている期間	当該地方公共団体の議会の議員、長の選挙の候補者等及びその資金管理団体又はこれらの方候補者等を公認、推せん、支持する政治団体への政治活動に関する寄附	同上
⑤3事業年度以上にわたり継続して欠損を生じている会社 22の4	その欠損がうめられるまでの期間	政治活動に関する寄附 (特例: 外国人等からの寄附についてのみ) 主たる構成員が外国人又は外国法人である日本法人のうち、上場会社であって、その発行する株式が証券取引所において5年以上継続して上場されている者等からの寄附 (特例: 匿名による寄附についてのみ)	○違法寄附を知りながらの受領禁止 (22の4②)
⑥外国人、外国法人又は主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体、その他の組織 22の5	時期を問わず	街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において政党又は政治資金団体に対してする寄附でその金額が1,000円以下のもの	○寄附の受領禁止
⑦何人も、本人の名義以外の名義又は匿名で 22の6			同上

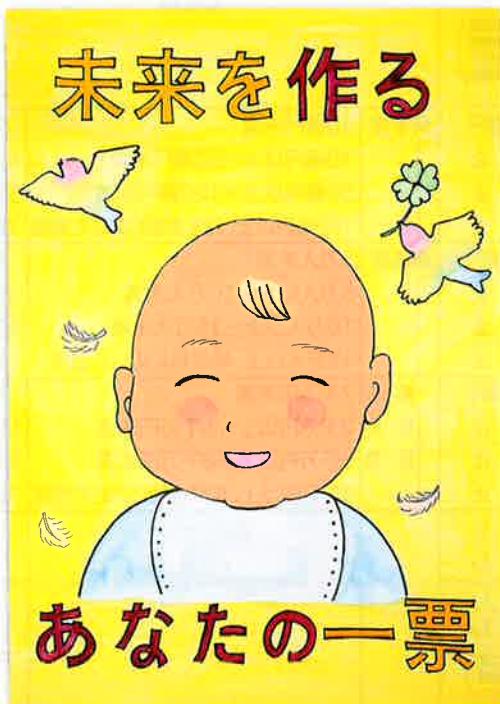
(注) 22の3①は政治資金規正法第22条の3第1項をさす。

令和2年度明るい選挙啓発

ポスターコンクール入選作品

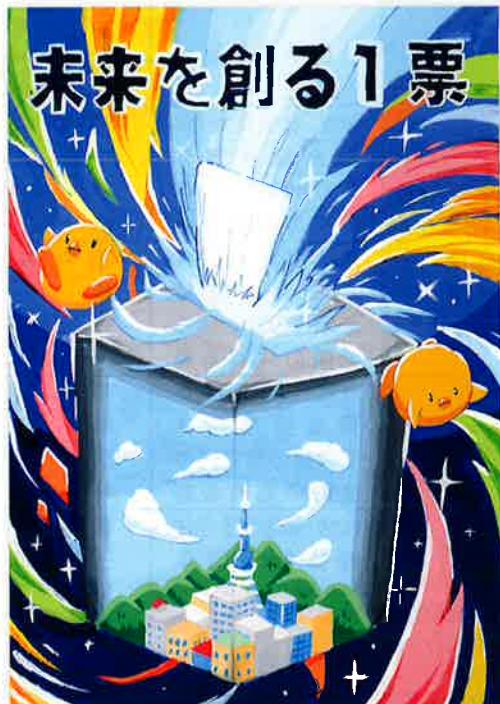
長野県審査1等

小学生の部



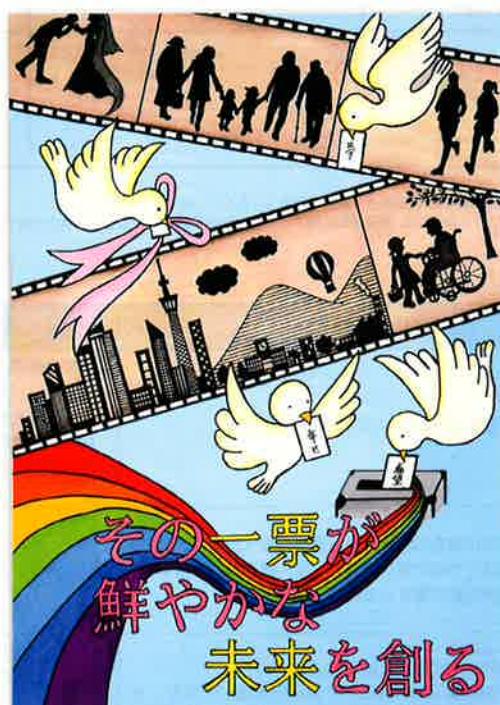
原村立原小学校 6年生
原田 悠世さん

中学生の部



駒ヶ根市立赤穂中学校 3年生
城生 麦さん

高等学校の部



学校法人聖啓学園 佐久長聖高等学校 1年生
掛川 瑞生さん

長野県選挙啓発マスコットキャラクター



「ほたりちゃん」には、「明るく、きれいで正しい」選挙が行われるようにという願いが込められています。
このキャラクターは長野県のきれいな清流に棲み、明るく光る「ホタル」と長野県花であり、高原に咲き、花言葉でもある正義を象徴する「リンドウ」をモチーフとしています。